

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親愛会の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事・評議員及び選任解任委員(以下「役員等」とする。)をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (役員報酬)

第3条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (理事会・評議員会・選任解任委員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、選任・解任委員が選任解任委員会に出席したときには、別表1により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員等の弁償費)

第4条 理事長が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の弁償費)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払

うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合は、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の賠償保険）

第9条 役員等の報酬として、役員賠償保険に加入することができる。

（改正）

第10条 本規程の改正は、評議委員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表 1

名 称	実費弁償費
理事会出席	10,000円
評議委員会出席	10,000円
選任・解任委員会出席	10,000円

別表 2

名 称	実費弁償費
役員等業務	10,000円
監事監査	20,000円

別表 3

旅 費	宿泊費	日当料1日	その他
実 費	20,000円	10,000円	実 費